

# 車両系建設機械（整地・運搬・積込用及び掘削用）運転技能講習会 開催ご案内

労働安全衛生法第 61 条、労働安全衛生法施行令第 20 条第 12 号の規定により、機体重量が 3 トン以上の労働安全衛生法施行令別表第 7 第 1 号及び第 2 号に掲げる下記対象機械で、動力を用い、かつ、不特定の場所に自走することができるものの運転（道路上を走行させる運転を除く。）の業務については、「車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）運転技能講習」を修了した者でなければ就かせることができません。

＜対象機種＞（車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用））

- |          |                  |             |
|----------|------------------|-------------|
| ①ブルドーザー  | ②モーターグレーダー       | ③トラクター・ショベル |
| ④ずり積機    | ⑤スクレーパー          | ⑥スクレープドーザー  |
| ⑦パワーショベル | ⑧ドラグ・ショベル（バックホー） | ⑨ドラグライン     |
| ⑩クラムシェル  | ⑪バケット掘削機         | ⑫トレンチャー     |

（北労安教第 174 号 期限 2029. 3. 30）

北海道労働局長登録教習機関  
建設業労働災害防止協会北海道支部  
<https://www.kensaibou-hokkaido.jp/>

## 1. 受講資格

満 18 歳以上で、車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）運転技能講習規程第 3 条に規定されている受講の免除を受けることができる者のうち、以下に該当する者

- 大型特殊自動車免許又は大型特殊自動車第二種免許を有する者
- 大型自動車免許、中型自動車免許、準中型自動車免許若しくは普通自動車免許又は大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許、普通自動車第二種免許を有し、かつ、次のいずれかの機械の運転の業務に、特別教育修了後 3 ヶ月以上従事した経験を有する者
  - 機体重量 3 トン未満の車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）
  - 機体重量 3 トン未満の車両系建設機械（解体用）
  - 最大積載量 1 トン未満の不整地運搬車
- 不整地運搬車運転技能講習を修了した者

【注】受講資格を証明する修了証等の写しを受講申込書に添付してください。

※ 上記以外の受講の免除を受けることが出来る者又は全科目を受講する者を対象とした車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）運転技能講習会は実施しておりません。

受講資格を有しない者はこの講習を受講することができません。受講資格を有しない者が過誤又は虚偽の申立てにより受講し修了証の交付を受けた場合、その修了証は取消し無効となりますので、ご注意ください。

## 2. 開催日時・会場

講習は 2 日間です。各日とも開始 10 分前までに受付をしてください。

日時 令和 6 年 4 月 18 日（木）～ 19 日（金） ※時間割参照

会場 一般社団法人 函館建設業協会（函館市大森町 19 番 6 号）

実技会場は、学科 1 日目にお知らせいたします。

## 3. 講習科目・修了試験

- |                                     |             |
|-------------------------------------|-------------|
| ① 作業に関する装置の構造、取扱い及び作業方法に関する知識（作業装置） | 5 時間 00 分   |
| ② 運転に必要な一般的事項に関する知識（一般知識）           | 3 時間 00 分   |
| ③ 関係法令（関係法令）                        | 1 時間 00 分   |
| ④ 作業のための装置の操作（実技）                   | 5 時間 00 分   |
| ⑤ 修了試験（学科）                          | 0 時間 40 分   |
| ⑥ 修了試験（実技）                          | 1 時間 30 分程度 |
| ⑦ 講習時間合計（修了試験を除く）                   | 14 時間 00 分  |

#### 4. 時間割

1 日目	時間	8:25～8:30	8:30～11:40			11:40～12:30	12:30～14:40	14:40～17:50
	項目	オリエンテーション	作業装置 (休憩 10分)			昼食休憩	作業装置 (休憩 10分)	一般知識 (休憩 10分)
2 日目	時間	8:25～8:30	8:30～9:35	9:35～10:15	10:20～12:20	12:20～13:10	13:10～16:10	16:15～
	項目	オリエンテーション	関係法令 (休憩 5分)	試験説明 修了試験	実 技	昼食休憩	実 技	実技試験

#### 5. 修了試験・修了証

- ① 2日目の学科講習終了後、引き続き学科修了試験を行います。  
2日目の実技講習修了後、引き続き実技修了試験を行います。  
所定の科目と時間のすべてを受講しなければ各修了試験を受けることができません。  
学科修了試験は、「全科目合計の6割以上の得点」及び「科目ごとに4割以上の得点」の両方を満たした場合に合格となり、実技修了試験は、「実技科目の合計の6割以上の得点」を満たした場合に合格となります。学科修了試験と実技修了試験の両方に合格して技能講習の合格となります。  
これに満たない場合は不合格となります。
- ② 修了試験の解答はマークシート方式ですので、「鉛筆又はシャープペンシル（HB・B）」、「消しゴム」を持参してください。ボールペン、サインペン、万年筆等は使用できません。
- ③ 修了試験合格者には、「車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）運転技能講習修了証」を交付します。不合格者には不合格通知書が交付されます。
- ④ 修了証は、函館分会事務局窓口で本人にお渡しすることとしておりますので、交付の連絡を受けましたら函館分会事務局へお越しくください。  
なお、郵送を希望する場合は、特定記録郵便により郵送いたしますので、「7. 受講申込みに必要なもの」の⑥に記載の返信用封筒が必要です。
- ⑤ 建災防北海道支部で他の技能講習を修了されている方には、それらをまとめた「統合修了証」を交付します。統合修了証の発行にあたっては、旧修了証を返却していただくこととなります。

#### 6. 受講料

受講料（教材費込み） 43,560円（消費税込み）

#### 7. 受講申込みに必要なもの

- ① 「受講申込書」  
受講資格の(2)で受講する方は、「業務経験等」欄に受講資格の経験年数を証明する「事業主業務経験証明」が必要です。個人事業主が自ら受講する場合、「事業主業務経験証明」は第三者の証明が必要となります。
- ② 「本人を確認するための書類」（氏名、生年月日、住所が記載されたいずれかの写しを添付）  
自動車運転免許証（住所変更した場合は表裏両面）、マイナンバーカード（表面のみ）、パスポート、住民票（個人番号が記載されていないもの）、健康保険証等  
外国籍の方は、在留カード、特別永住者証明書等
- ③ 「受講資格を証明する書類」（写しを添付）  
受講資格を証明する免許証、修了証等
- ④ 「証明写真（カラー）2枚」（縦3.0cm×横2.5cm）  
正面、上半身、無帽、無背景で申込前6か月以内に撮影したもの。  
写真の裏面に氏名を記入してください。写真は申込書に糊付けしないで提出してください。  
（色付きサングラス、スナップ写真、写りの不鮮明なもの、写真専用紙以外に印刷したものは不可。）

⑤ 「受講料」

⑥ 「返信用封筒」〔修了証の郵送を希望する場合のみ〕

特定記録郵便により郵送いたしますので、244円分の切手を貼付した返信用封筒（住所、宛名（受講者氏名）を記載したもの）を提出してください。

なお、宛先を自宅以外にする場合は、「〇〇方 北海太郎」「〇〇建設（株） 北海太郎」などのように、必ず本人に届くよう記載してください。

## 8. 申込み方法

予約は行っていません。**窓口のみの先着順の受付となります。**（電話、ファックス、メール等での受付は行っていません。）定員に達し次第受講受付を締め切りますのでご了承ください。

## 9. 申込先

**建設業労働災害防止協会 北海道支部 函館分会（略称：建災防北海道支部 函館分会）**

## 10. 申込み時の注意事項

- ① **原則として受け付け後の受講料の払戻しはしません。**悪天候や公共交通機関の不通等のやむを得ない理由によって受講できない場合で講習開始前にご連絡をいただいた場合は、後日受講料を払戻ししません。
- ② 証明写真（カラー、縦3.0cm×横2.5cm、裏面に氏名記入）2枚を添付してください。写真は申込書に糊付けしないで提出してください。

## 11. 受講時の注意事項

- ① 会場では係員の指示に従ってください。従わない場合は退席していただくことがあります。
- ② 会場内の秩序を乱す行為や講習の妨げとなる行為はしないでください。また写真撮影、録音、録画等はできません。
- ③ **原則として遅刻は認められません。**悪天候や公共交通機関の不通等のやむを得ない理由による場合は、講習開始15分以内までの遅刻を認めます。この場合、遅刻分の補講を受けていただきます。補講を受けないと修了試験を受けることができません。（いかなる場合でも講習開始15分を超える遅刻は認められません。）
- ④ 学科修了試験の解答はマークシート方式ですので、「鉛筆又はシャープペンシル（HB・B）」、「消しゴム」を持参してください。ボールペン、サインペン、万年筆等は使用できません。
- ⑤ 昼食は各自で用意してください。弁当持参の方は講習会場を昼食場所としてご利用できます。昼食休憩時間は50分間ですので、外出される方は午後の講義に遅れないよう注意してください。また座席を離れる時、貴重品はお持ちください。
- ⑥ 講義中は帽子を被らないでください。また携帯電話・スマートフォン等は使用できませんので、電源を切るかマナーモードにして、音が出ないようにしてください。
- ⑦ 講義中は講義に使用するもの（テキスト、ノート、筆記具等）以外は机の上に置かないようにしてください。講義中の飲食は禁止ですが、水分補給のためのペットボトル、缶飲料、水筒等は机の上に置いて水分補給を行うことができます。
- ⑧ 会場は禁煙です。講義中は座席を離れないようにしてください。
- ⑨ 実技講習では、ヘルメットを着用し、作業しやすい服装で受講してください。また手袋（軍手等）安全靴の着用が望ましく、天候状況に合わせて防寒具や雨具等も用意してください。

## 12. 旧姓又は通称の併記

- ① 修了証の氏名の欄に「旧姓を使用した氏名又は通称の併記」を希望される方は、受講申込書の「旧姓を使用した氏名又は通称の併記の希望の有無」欄の有を○印で囲み、「併記を希望する氏名又は通称」欄に旧姓を使用した氏名又は通称を記入してください。
- ② 旧姓は、住民基本台帳法施行令第30条の13（氏に変更があった者に係る住民票の記載事項の特例）に規定する旧姓となりますので、現姓と旧姓が記載された戸籍謄本又は住民票を受講申込書に添付してください。

- ③ 通称は、住民基本台帳法施行令第 30 条の 16 第 1 項（外国人住民の通称の住民票への記載等）に規定する通称となりますので、通称が記載された住民票を受講申込書に添付してください。
- ④ 「旧姓を使用した氏名又は通称」は現在の氏名との併記となりますので、「旧姓を使用した氏名又は通称」のみを記載することはできません。現在の氏名の後に括弧書きで記載されます。

※受付確認	※資格確認	※受講確認

※欄は記入しないで下さい。

(北労安教第174号)

※受付 第

号

カラー写真2枚  
縦3.0×横2.5  
この欄には糊付け  
せず、写真裏面に  
氏名を記入して  
提出して下さい

**車両系建設機械(整地・運搬・積込み用及び掘削用)運転技能講習受講申込書**

ふりがな				性別	生 年 月 日		
氏 名				男	昭和	年	月 日
				女	平成	(満	歳)
	旧姓を使用した氏名又は通称の併記の希望の有無(○印)	有 無	併記を希望する氏名又は通称				
住 所	〒 - 日中連絡の取れる電話(携帯等) ( ) -						
所 属 事 業 場	住所	〒 - 電話 ( ) -					
	事業場名						
	連絡担当者	所属部署 職氏名	電話 ( ) -				
受講資格(該当区分に○印)	(1)大型特殊自動車免許又は大型特殊自動車第二種免許を有する者	(2)大型自動車(第二種)免許、中型自動車(第二種)免許、準中型自動車免許又は普通自動車(第二種)免許を有し、建設機械等(下記「事業主業務経験証明」欄に記載されている建設機械等をいう)の運転の業務に、特別教育修了後3ヶ月以上従事した経験を有する者				(3)不整地運搬車運転技能講習を修了した者	
「受講資格」を有することを証明する書面の写しを添付してください。							
受講資格が上記「(2)」の場合は、下記「業務経験等」に記入して「事業主実務経験証明」を受けてください。							
業 務 経 験 等	特別教育修了日	昭和・平成・令和 年 月 日 修了 (修了証が交付されている場合は修了証の写しを添付)					
	運転業務経験期間(特別教育修了後)	昭和・平成・令和 年 月 日 ~ 昭和・平成・令和 年 月 日 ( 年 ヶ月 )					
		上記期間に主に運転 メーカー名 ( ) した建設機械等 型 式 等 ( )					
事業主業務経験証明(受講資格(2)に該当する場合に記入)※個人事業主の場合は第三者の証明が必要	上記の者は、建設機械等(「機体重量3トン未満の車両系建設機械(整地・運搬・積込み用及び掘削用)」「機体重量3トン未満の車両系建設機械(解体用)」「最大積載量1トン未満の不整地運搬車」)の運転の業務に、特別教育修了後3ヶ月以上従事した経験を有することを証明します。						
	所在地						電話 ( )
	事業場名						-
	代表者役職・氏名						(代表者印)
修了証の受取方法(○印)	①函館分会受取	郵送希望の場合は、244円分の切手を貼付した返信用封筒を提出してください。			※事務局記入(郵送のみ)		
	②申込者住所へ郵送				封筒確認(確認後✓) :		
	他住所への郵送を希望する場合は、郵送先を記入してください。	〒 - 電話 ( ) -					
		受講希望日(○印)	第1回 4月18日 ~ 4月19日				

建設業労働災害防止協会北海道支部長 殿

令和 年 月 日 申込者  
(受講者氏名)

- (注) 1. この申込書に記入する氏名、生年月日等の各項目は、誤りのないよう正確に記入して下さい。  
2. 個人事業主が自ら受講する場合、経験年数は第三者の証明が必要となります。  
3. 申込書に記入いただいた個人情報は、講習のために使用するものであり、目的以外に使用することはありません。

【受講申込書提出先】 〒040-0034 函館市大森町19番6号 函館建設業協会 (Tel.0138-26-6711)  
建設業労働災害防止協会北海道支部函館分会(略称:建災防北海道支部函館分会)

【※事務局記入欄】

作業装置	一般知識	関係法令	小計	実技	合計	判定	修了証番号	号
						合 否	修了証 交付年月日	令和 年 月 日

12/30 8/20 8/20 42/70 36/60 130

## 建設事業主等に対する助成金

### 人材開発支援助成金(建設労働者技能実習コース)のご案内

建設業労働災害防止協会 北海道支部

今回実施する車両系建設機械(整地・運搬・積込用及び掘削用)運転技能講習は、厚生労働省の人材開発支援助成金(建設労働者技能実習コース)の支給対象となっています。助成金の概要は下記に示す内容となっておりますので、支給要件を満たし希望される場合は、申請手続きを取られますようご案内いたします。

#### 〈主な支給要件〉

1. 資本金が3億円以下、又は従業員が300人以下であること
2. 雇用保険料率が建設業の18.5/1000の適用を受ける建設事業主
3. 助成金の不正及び労働関係法令違反、労働保険料の滞納をしていないこと
4. 受講者が雇用保険被保険者であり、受講期間に対しても賃金が支払われていること
5. 受講者から講習費用を徴収していないこと

#### 〈助成額〉

1. 経費助成
  - ① 雇用保険被保険者数が20人以下の場合 支給対象費用の3/4
  - ② 雇用保険被保険者数が21人以上の場合 35歳未満 支給対象費用の7/10  
35歳以上 支給対象費用の9/20
2. 賃金助成
  - ① 雇用保険被保険者数が20人以下の場合 一人当たりの日額 8,550円 [9,405円]
  - ② 雇用保険被保険者数が21人以上の場合 一人当たりの日額 7,600円 [8,360円]※〔 〕内は受講生が建設キャリアアップシステム技能者情報登録者である場合の単価
3. 賃金向上助成・資格等手当助成  
上記の支給決定後、賃金要件又は資格等手当要件を満たした場合は、助成額が増額される場合があります。詳細については労働局にお問い合わせください。  
なお、生産性向上助成は廃止となり令和5年度以降の支給申請に適用されません。令和4年度までの支給決定に係る経過措置については労働局にお問い合わせください。

#### 〈その他留意点〉

1. 支給申請書の提出  
講習終了の翌日から起算して2ヶ月以内に、必要書類一式を北海道労働局(又は管轄都府県労働局)に提出してください。郵送の場合は提出期間内必着です。

※ 助成金の提出先及び手続等に関するお問合せ先

北海道労働局職業安定部 職業対策課雇用対策係  
札幌市北区北8条西2丁目1-1 第1合同庁舎3F 電話 011-738-1043

※ この助成金を申請する場合に必要な支給申請書等の書類は、北海道労働局(又は厚生労働省)のホームページからダウンロード出来ます。当支部の各分会にも備え付けてありますので分会事務局にお尋ねください。

2. 支給申請時に必要な「助成金支給申請内訳書(建技様式第3号別紙1)」の受講証明は、当支部で行っています。

建設業労働災害防止協会 北海道支部

札幌市中央区北4条西4丁目1番地 札幌国際ビル3F 電話 011-261-6187

※ 講習会の受講申し込みや講習会に関するお問合せについては、建設業労働災害防止協会北海道支部の各分会窓口となりますので、お間違えのないようお願いいたします。